

○国立大学法人お茶の水女子大学における入学者選抜に関する自己点検・評価
実施要項

〔令和4年12月14日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針（以下「内部質保証に関する基本方針」という。）に基づく国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における入学者選抜に関する自己点検・評価（以下「自己評価」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(自己評価の実施)

第2条 自己評価の項目は、次に掲げる観点に基づき実施するものとする。

- (1) 認証評価機関の大学評価基準
- (2) その他、内部質保証に関する基本方針に規定する内部質保証推進責任者（以下「推進責任者」という。）又は関係部局の責任者が必要と認める観点
- (3) 前号に係る観点の詳細については、別表のとおり定める。

2 入学者選抜に関する推進責任者は、入試を担当する副学長とする。

3 自己評価は、推進責任者の指示の下、関係部局の協力を得て入学試験実施委員会において行う。

4 実施頻度は、毎年度とする。

(関係者からの意見聴取)

第3条 推進責任者は、必要に応じて、第三者評価等、他の評価の結果、及び関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から聴取した意見を活用する。

(改善・向上)

第4条 評価結果の報告は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入学試験実施委員会は、評価結果を推進責任者及び総合評価室に報告する。
- (2) 推進責任者は、入学試験実施委員会において実施した評価結果を内部質保証に関する基本方針に規定する内部質保証統括責任者（以下「統括責任者」という。）に報告する。
- (3) 統括責任者は、評価結果に基づき改善が必要であると認められる事項がある場合、推進責任者へ改善策の検討及び実施計画の策定を含む必要な措置の

実行を指示する。

(4) 推進責任者は、前号の指示に基づき入学試験実施委員会において必要な措置を講じ、遅滞なく統括責任者へ報告する。

(5) 統括責任者は、前号の報告があった場合は、進捗状況を確認するとともに、進捗状況に即した対応を行う。

2 評価結果の公表は、総合評価室が入学試験実施委員会から報告を受けた評価の結果等を公表するものとする。

附 則

この要項は、令和4年12月14日から施行する。

別表（第2条関係）

項目	観点
学生受入方針	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること
入学者選抜	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること
入学者選抜の検証と改善	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること
実入学者数	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと